

京都府「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(取組開始:令和5年度~)

※令和6年度までの取組状況

① [1]法人後見の取組に
民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に
民間事業者等の参画を促す取組

② 身寄りのない人等に対する市町村が関与
した新たな生活支援(金銭管理等)・意思
決定支援に関する取組

③ [1]寄付等による多様な主体の参画を
促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が
関与する取組

新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを
提供する取組

対象地域

【面積】4,612.21km²

【人口】2,521,368人

※2024.11.1現在

【うち65歳以上】 734,835人

【高齢化率】 29.5 %

※令和6年1月1日現在

事業概要、実施スキーム

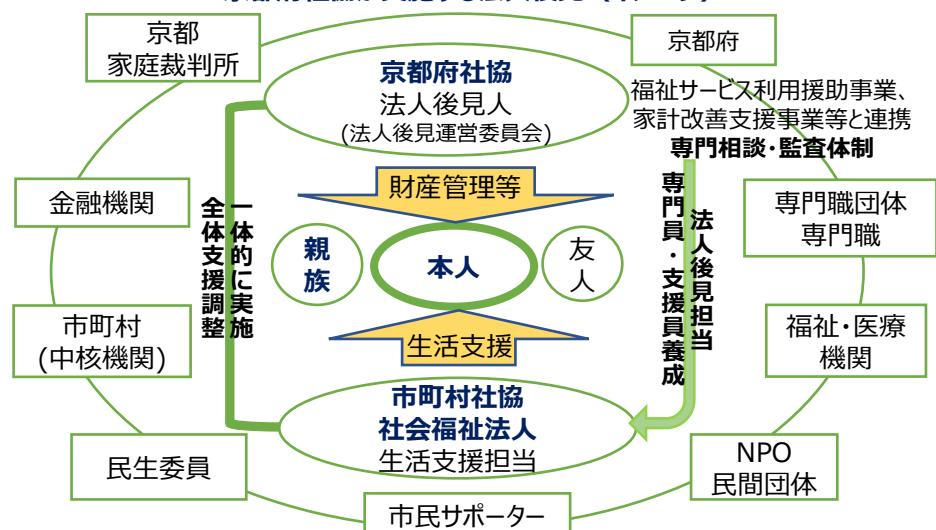
【事業概要】

- ・ 京都府社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会及び社会福祉法人等との協力により法人後見を推進し、誰もが尊厳を持って生きることができる総合的な権利擁護支援体制の構築を目指す。

【事業対象】

- ・ 法人後見の業務委託先団体
- ・ 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、等

京都府社協が実施する法人後見（イメージ）



③ [1] 寄付等による多様な主体の参画を促す取組

[2]支援困難事案に都道府県等が 関与する取組

新

- [1]包括的な相談・調整窓口の整備
- [2]総合的な支援パッケージを提供する取組

ステークホルダーの役割

【都道府県等】京都府

- ・予算の確保
- ・市町村社協、社会福祉法人への、法人後見担当、専門員・支援員養成研修の講師の派遣
- ・京都府、京都府社会福祉協議会、京都家庭裁判所の3者協議の開催
- ・京都府内の各圏域における成年後見制度利用促進に係る勉強会の開催

【都道府県社協】京都府社会福祉協議会

- ・町村部において、京都府社協が法人後見を実施（町村社協と共同実施）
- ・市部における、未実施市社協の体制整備を支援
- ・市町村社協の法人後見推進の後方支援（研修会、各種会議の開催）
- ・福祉サービス利用援助事業、家計改善支援事業と連携

【その他】市町村社協、社会福祉法人

- ・ 京都府社協から法人後見の業務の一部を受託
- ・ 京都府社協への随時報告、情報共有
- ・ 職員のスキルを活かしながら、本人への見守りや日常生活の支援

基本指標

【予算】

- 2,400千円（令和5年度）、1,200千円（令和6年度）

【会議体の開催頻度】

- 京都府、京都府社社、京都家庭裁判所の3者協議の開催：毎月1回
- 各圏域における成年後見制度利用促進に係る勉強会の開催：3カ月に1回
- 京都府社協による、法人後見基礎研修：3日間（令和5年度）、4日間（令和4年度）
- 京都府社協による、実務担当者研修：2日間（令和6年度）
- 京都府社協による、法人後見の各種会議の開催：2回（令和5年度）

【京都府社会福祉協議会からの業務委託状況】

- 業務委託中の市町村社協：2団体
- 支援を受けている対象者の人数：1団体1名

工夫、配慮等

【地域関係機関との連携】

- 主体である本人の意向を聞きながら、地域関係機関による面的なネットワークで権利擁護支援に取り組んでいる。
- 特に、市町村には支援方針の共有などで主体的に関与をしてもらったりうえで、京都府社協が担う業務委託型の法人後見制度を活用してもらうようにしている。

【勉強会開催や研修による情報共有の円滑化】

- 各市町村における取組推進を後押しするために、府内4つの各圏域にて勉強会を開催している。
- 京都府社協において、法人後見基礎研修、実務者担当研修、各種会議を開催している。

現状の課題、今後の展開

【現状の課題】

- 取組の推進には、各市町村の中核機関の推進力/コーディネート力が重要となるが、現状では、各市町村の中核機関ごとに推進力/コーディネート力に差がある状況。
- 今後、中核機関が担うべき役割を明確化していく必要がある。

【今後の展開】

- 本人の多様な権利擁護・生活支援ニーズに対応する支援策を構築するとともに、すべての地域で、誰ひとり取り残さない体制づくりに取り組み、一人一人の尊厳が守られる社会の実現を目指す。

利用の流れ

